

高年齢者等職業安定対策基本方針の一部改正案について

1. 趣旨

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 24 年厚生労働省告示第 559 号。以下、「基本方針」という。）の対象期間が平成 30 年度で終了することとなるが、現在、未来投資会議において 70 歳までの就業機会確保について検討されている。基本方針の見直しについても、同会議における検討等を踏まえて行うことが適当であり、当該基本方針の対象期間を平成 31 年度まで延長する。

2. 概要

「はじめに」において規定されている基本方針の対象期間について「平成 30 年度までの 6 年間」から「平成 31 年度までの 7 年間」に改正する。

3. 告示日

平成 31 年 2 月（予定）